

家畜伝染病予防法一部改正にともなう 飼養衛生管理者の選任について

このたび家畜伝染病予防法が改正がされ、7月1日から施行されました（一部を除く）。

この改正により、全ての家畜の所有者※の皆様、「飼養衛生管理者」の選任が義務付けられることとなりました。

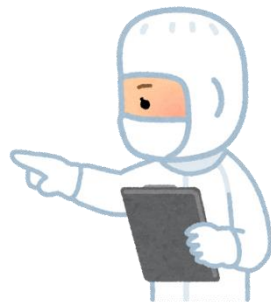
皆様には何かとお手数をおかけしますが、御理解の上、御協力いただきますようお願いいたします！

飼養衛生管理者とは？

- 衛生管理区域における、飼養衛生管理の責任者です。
- 衛生管理区域ごとに1人選任してください。※所有者自らが管理者でも可。

飼養衛生管理者は何をするのですか？

- 衛生管理区域へ出入りする方の管理（チェック、指導）
- 農場内の従事者への飼養衛生管理基準の周知・教育
- 家畜保健衛生所等が発信する家畜衛生情報への対応



飼養衛生管理者に関するお願い

- **飼養衛生管理者の連絡先を家畜保健衛生所までお知らせください。**
家畜衛生情報や研修会のお知らせの周知、家畜伝染病発生時の緊急連絡等に活用します。

- ①氏名、②住所、③電話番号、④メールアドレス、⑤管理する農場名と衛生管理区域名、⑥衛生管理区域の代表住所

※ご連絡いただいたメールアドレス等の個人情報は農林水産省と共有します。

※家畜衛生に関する情報の共有及び飼養衛生管理者制度の運用等の改善のみを目的として利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

飼養衛生管理者制度 一問一答



どんな家畜を飼ってる人が対象ですか？

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥ですよ。



ペットで飼ってる場合も報告しなくてはいけませんか？

はい。ペットの他に研究用、動物園など展示用に飼育している場合も対象となります。1匹飼育しているだけでも報告をお願いします。



何か資格が必要ですか？

必要ありません。農場の場合は、衛生管理区域の管理に関する知識や経験が豊富な方が望ましいです。



メールアドレスを持っていませんが、どうすればいいですか？

国や都道府県からのお知らせが飼養衛生管理者に確実に届くように、ご家族や、所属されている団体等のメールアドレスをご報告ください。



詳しくは、山城家畜保健衛生所ホームページ

「農林水産省より畜産業を営む経営者の皆様へ」をご覧ください。

